

国保・高齢者医療だより

柔道整復師等（整骨院・接骨院）の施術を受けられる方へ



整骨院・接骨院で、被保険者証が使えない場合があります

1・柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用になる方に、国民健康保険・後期高齢者医療保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師や鍼灸師は、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家であり、医師ではないため、施術の行為が限定されており、また保険証を利用するためには、一定の条件を満たすことが必要となりますので、施術を受ける前に確認してください。なお、保険適用外の施術であった場合は、全額自己負担となります。

○保険証が利用できるとき

- ・外傷性のねんざ、打撲（スポーツでのねんざ等）
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術

○施術を受ける時の注意点

- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要）

○保険証が利用できないとき

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・脳疾患による後遺症等の慢性病
- ・症状の改善が見られない

長期の施術（応急処置を除く）

- ・スポーツなどによる肉体的疲労改善のための施術
- ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付）

○施術を受ける時の注意点

- ・負傷原因を正確に伝えてください。（いつ・どこで・何をして・どんな症状であるか）
- ・病院での治療と重複はできません。（同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。（内科的要因も考えられる）

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名または捺印してください。（負傷原因、負傷名、日数、金額等の確認）

領収書は、必ずもらってください。（金額等の確認や医療費控除を受ける際にも必要）

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

2・鍼灸師の正しいかかり方

はり、きゅう、マッサージ等の施術を国民健康保険で受ける場合は、医師の同意書（国民健康保険に対応している鍼灸院にあります）又は診断書を提出する必要があります。 ※マッサージは、病名ではなく症状に対する施術となり、治療上マッサージが必要であると医師が認めた場合に保険対象として利用できます。

なお、保険適用となるものとならないものがある

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

○マッサージの場合

- ・頸椎ねんざ後遺症
- ・関節拘縮、筋麻痺

○はり・きゅうの場合

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

医療費の適正化のために

これら注意点に気をつけていただくことで、保険給付の対象とならないものなどの誤った請求がなくなり、医療費の適正な支出につながります。

また、受診内容調査の為、文書等により負傷原因・施術年月日・施術内容などについてお問合せすることがありますので、ご協力をお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎2113 へお願いします。